

# 政 策 調 整

## 内 容

○福島市総合計画

○ふくしま田園中枢都市圏

○元気ふくしま・ふるさと寄附金

○広聴

○広報

○高度情報化

○地域共創

# 政策調整

## ○福島市総合計画

### 1 総合計画の構成

総合計画は、本市のまちづくり全体の指針となるもので、本市の目指すべき将来のまちの姿を描いた、まちづくりに関する最上位の計画である。

#### (1)まちづくり基本ビジョン

今後5年間における目指すべき将来のまちの姿やまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方、施策の方向性などを総合的かつ体系的に示すものである。

#### (2)実行プラン

実行プランは、この基本ビジョンに盛り込んだ各施策に紐づく成果指標を定め、各年度ごとに進捗管理・評価検証を行い、目指すべき将来のまちの姿の実現度をはかるものである。

### 2 第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン

(1)議決年月日 令和3年（2021年）3月16日

(2)目標年次 令和7年度（2025年度）

#### (3)将来構想

<目指すべき将来のまちの姿>

概ね10年先を見据えながら今後5年間の本市の目指すべき将来のまちの姿を次のように定める。

人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏（共創）都市  
～世界にエールを送るまち ふくしま～

<目指すべき将来のまちの姿を実現するための重要な5つの視点>

今後、目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて取り組むまちづくり全体を網羅する重要な視点を次のように定める。

#### ① 福島らしさを生かした新ステージの形成

雄大な吾妻連峰、市民のシンボル信夫山、桃源郷・花見山、母なる川・阿武隈川など美しくのどかな自然、江戸末期以降養蚕業の発達とともに拠点性が高まってきた歴史、花や音楽などの文化を愛する土地柄、穏やかな気質など本市が有する福島らしい特徴を大切にし、これらを最大限に生かしながら、新しいステージを形成する。

#### ② 持続可能性の実現

人口減少や少子高齢化が進行していく中で、将来的に活力を維持し、市民生活を支えていくよう、人口目標の確保、未来を見通せる安心安全、活力の増強、効率性の高い行政財政経営などに取り組むことにより、地域としての持続可能性を高めながら、質的な成長を実現する。

さらに、SDGsの要素や考え方も考慮しながら、地球規模の持続可能性にも積極的に貢献する。

#### ③ 多様性の尊重

一人ひとりが人間尊重の視点を大切にする。とりわけ、価値観の多様化や国際的な流動化が進む中で、世代や性別、障がいの有無、立場、国籍、文化などを互いに認め合い、一人ひとりの多様性、あるいは地域や様々な主体の多様性を尊重する。

#### ④ 県都としての責務

県都として、県北、福島圏域はもとより、福島県全体の発展に貢献し、定住交流の核としての役割を果たす。

また、東日本大震災及び原子力災害からの復興途上にある中で、世界に知られる「福島」の名を有する県都として、復興の先を見据えながらまちづくりを進め、県内市町村の復興・創生にも貢献する。

#### ⑤ ポストコロナ時代を見据えた社会づくり

コロナ禍において、新しい生活様式などを取り入れながら、新型コロナウイルスの克服に留まらず、これを飛躍の転換点と捉え、ポストコロナ時代を見据えた新たな発想による社会づくりを推進する。

#### (4)基本方針

本市の目指すべき将来のまちの姿を実現するための政策の方向性として、計画期間である5年間のまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方を次のように定める。

- ①子どもたちの未来が広がるまち
- ②暮らしを支える安心安全のまち
- ③次世代へ文化と環境をつなぐまち
- ④産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち
- ⑤新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち
- ⑥効率的で質の高い行財政経営

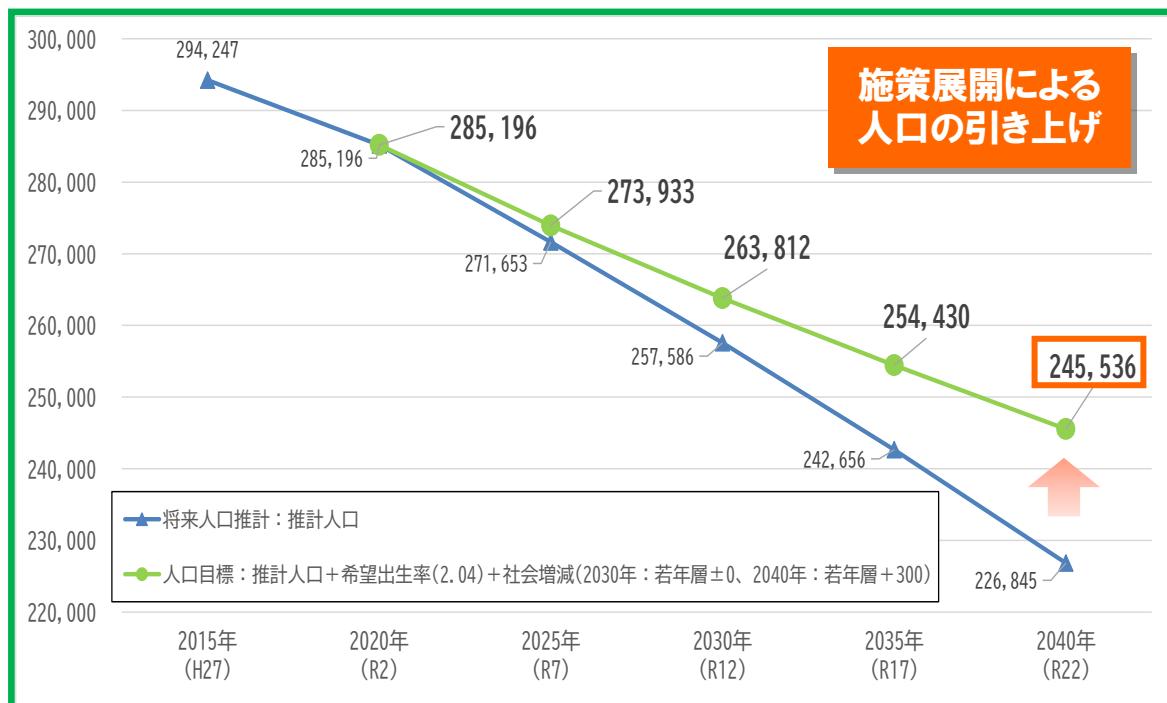
#### (5)重点施策

本市の目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて、基本方針に沿って計画期間である5年間に特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置付け、各部局が連携して横断的にその取り組みを推進していく。

- ①子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現
- ②復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進
- ③災害対策の強化
- ④安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進
- ⑤豊かな文化芸術の振興と発信
- ⑥脱炭素社会の実現と循環型社会の構築
- ⑦「人」と「活力」であふれる農業・商工業の実現
- ⑧福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり
- ⑨移住・定住に向けた支援・受入体制の強化
- ⑩市民総活躍と市民共創のまちづくり
- ⑪新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上
- ⑫ICTを活用した行政・経済・社会の変革

#### (6)人口ビジョン

本市では、令和22年（2040年）の人口目標を約24万5千人としている。



## ○ふくしま田園中枢都市圏

### 1 連携中枢都市宣言

本市が近隣の市町村との連携において、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、令和3年11月30日、福島市議会12月定例会議において、福島市長が連携中枢都市宣言を行った。

### 2 連携協約の締結

令和4年3月30日、本市とふくしま圏域3市3町2村（二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村）の市町村長が、連携協約を締結し、連携中枢都市圏として「ふくしま田園中枢都市圏」を形成した。

圏域市町村が今後さらに連携を深め、本圏域ならではの特長を生かしつつ、高次都市機能の集積・強化と暮らしやすく住みたくなる魅力ある圏域づくり等を推進することにより、「ふくしま田園中枢都市圏」の名称にふさわしい都市圏を形成し、ひいては圏域全体の経済成長を図り、ふくしまの復興創生をけん引することを目的としている。

### 3 ふくしま田園中枢都市圏ビジョン

「ポストコロナ時代に多様なライフスタイルを実現できる南東北の要」を目指す将来像として、その実現に向けたまちづくりの方向性や、圏域が推進していく具体的取組等を定めた「ふくしま田園中枢都市圏ビジョン」を策定した。

令和4年度から令和8年度までの5年間を取組期間とした20分野の連携施策とそれに紐づく34の取組に関する概要や事業費等を記載している。

今後ビジョンに基づき、福島市を中心に連携市町村が一層連携を深め、それぞれの持つ都市機能や強み、特長等を生かし、魅力あふれる圏域の実現に向けた取組を計画的に推進する。

## ○元気ふくしま・ふるさと寄附金

### 1 寄附件数と寄附金額

年度	件数(件)	寄附金額(円)
令和元年度	4,001	145,645,059
令和2年度	27,409	818,438,552
令和3年度	45,684	1,252,664,946
令和4年度	40,628	1,187,120,957

※団体からの寄附含む

### 2 応援メニュー

応援メニュー	令和4年度	
	寄附件数(件)	寄附金額(円)
①桃だけじゃない 「くだもの王国の農業」	8,568	240,949,410
②桃源郷ここにあり 「花見山と美しい環境」	836	23,091,000
③教訓を生かした福島モデル 「災害に強いまちづくり」	3,403	90,193,000
④偉大な音楽家 古関裕而氏の故郷 「音楽・文化があふれるまちづくり」	404	16,279,000
⑤子育て・教育全力支援 「子どもの夢を育むまち」	6,603	209,220,000
⑥高齢者も障がい者も 「誰にとってもやさしい社会」	1,078	35,649,000
⑦福島県の顔つくります 「にぎわいある県都づくり」	550	16,498,530
⑧復興五輪開催都市レガシーを生かし 「スポーツのまちづくり」	280	9,250,000
⑨人も動物も幸せに 「動物にもやさしいまち」	830	20,309,000
⑩躍動する福島を世界に発信 「ＩＣＴ化と都市ブランド」	147	4,687,000
⑪応援お願いします! 「まだまだ復興福島市」	17,505	511,417,000
⑫新型コロナウイルス感染症対策	271	8,682,017
令和4年3月福島県沖地震災害支援	153	896,000
総計	40,628	1,187,120,957

## ○広聴

### (1) 市民の声

市政に関する提案を幅広く市民から把握し、積極的に施策に反映させることにより、「開かれた市政」をより推進すること、およびその提案等について対応することにより市民サービスの向上を図ることを目的として令和5年1月より実施している。

#### ①提出方法

- ・ 電子メール 市ホームページ内の専用フォームにより入力する。
- ・ 郵送 市役所本庁、各支所、各学習センター等に専用封筒（料金受取人扱）および専用紙を常設する。
- ・ ファクシミリ 広聴広報課に備え付けの機器を使用し受信する。

#### ②対応方法

- ・ 回答は、他の市民と情報を共有し市民共創を図るため、意見の要旨と一緒にホームページに掲載する。
- ・ 提出者に対しては希望によりホームページ掲載の連絡などを行う。
- ・ 市の施策に反映可能な提案は、個別に回答も行う。

### (2)ふくしま市政見学会

市民生活に身近なテーマを設け、関連する施設の見学を通じ、市の施策や施設の役割を知ってもらうとともに、参加者からの意見を市政に反映させるために実施している。

#### ①対象者

団体……町内会等の団体（18歳以上）

#### ②令和5年度募集回数

6回（5月～11月）

- ・ 申込書は各支所・出張所、各学習センターなどに設置している。オンライン申請や郵便、ファクシミリなどで受け付けている。

#### ③令和4年度実施状況

対象者	実施回数	参加人数
団体	2	15
個人	2	16
計	4	31

### (3)ふくしま元気トーク

市長が市民と市政について対話することにより、「開かれた市政」と「元気なまちづくり」を推進するとともに、参加する市民に市政を身近に感じてもらい、市民の思いを市政に反映するきっかけとなるような共創によるまちづくりを進めるために開催している。（平成30年度から実施）

- ・ 令和4年度開催回数：3回

### (4)LINEを活用したアンケート

市政の課題などについて市民の意見を迅速に把握し、施策の企画その他行政運営上の参考資料とする目的として実施している。

- ・ アンケート対象者：福島市公式LINEに友だち登録している方で、お住まいの地域が「市内」かつ、アンケートについて「同意する」を選択している方
- ・ 令和4年度アンケート調査実施回数：6回
- ・ 平均回答者数：497人（2.4%）

## ○広報

### (1) 広報紙

(令和5年度予定)

区分	一般広報紙		点字広報紙	音声広報
名称	ふくしま市政だより	地区だより	点字ふくしま市政だより	音声ふくしま市政だより
規格	A4判 上質紙 表裏表紙特集2頁カラー、他二色刷 20頁前後	A4判 色上質紙 薄口 一色刷 2頁	B5判 100頁	90分 カセットテープ×2 またはCD
発行回数 と部数	月1回 毎月1日発行 108,050部(令和5年度4月)	月1回 每月1日発行 概ね市政だよりと同じ部数	月1回 每月1日発行 52部	月1回 每月1日発行 60本
配布先と 配布方法	町内会等自治組織を通じ、各戸に 配布、自主的避難者にも送付	市政だよりに折り込む	希望する視覚障がい 者に配布	希望する視覚障がい 者に配布

### (2) テレビやラジオによる広報

(令和5年度予定)

区分	放送局名	放送内容及び時間帯	
テレビ放送	福島テレビ (FTV)	●「ふくしま市政ニュース」(15秒スポット) 毎週月曜日 19:00~20:00の間	●市政特別番組(新春)
	福島中央テレビ (FCT)	●「ふくしま市政だより」(5分番組) 毎月第一曜日 13:55~14:00	
	福島放送 (KFB)	●「広報テレビ 15秒スポット」(15秒スポット) 毎週月曜日 17:53~19:00の間	●市政特別番組(新春)
	テレビユー福島 (TUF)	●「市民のみなさんへ」(5分番組) 毎月第一土曜日 11:55~12:00	
ラジオ放送	福島民友 (FMポコ)	●データ放送(dボタン)で市政情報を発信 (災害時には避難所の最新情報を発信)	●市政特別番組(新春)
	NHK福島	●「こんなにちは福島市です」(5分番組) 毎月第一土曜日 11:40~11:45	
	ラジオ福島	●「福島市からのお知らせ」(15秒スポット) 毎週日曜日 17:30	●市政特別番組(新春)
	ふくしまFM	●「福島市からのお知らせ」(5分番組) 毎月第一土曜日 9:25~9:30	

### (3) 新聞による広報

(令和5年度予定)

区分	発行回数	規格
定期	福島民報「ふくしま市だより」	毎月2回 半4段
	福島民友「ふくしま市民のページ」	毎月2回 半4段
随時	福島民報・福島民友「特別企画」	年2回 全面

### (4) デジタルサイネージ

駅前やまちなか広場を利用する多くの人に観光やイベント、市政などの情報を発信するために活用している。

- 設置場所：福島駅西口のエールビジョン（大型マルチビジョン）、東口のデジタルサイネージ、まちなか広場のデジタルサイネージ

### (5) その他の広報

#### ○放射線対策ニュース

年4回電子媒体で発行し、市ホームページへの掲載とLINEにより発信している。放射線や環境への影響に対する不安を解消するため、放射線対策の最新情報や、食品などの放射性物質測定結果などを掲載している。

## ○市民フォト・ふくしま夢通信

目で見る市政広報紙として、年4回発行。各町内会の班回覧や、全国に福島市の魅力や元気な姿を伝えることを目的に、国内の主要マスコミ各社、市内外観光要所、当市を転出する方やゆかりのある方、著名人などに送付している。

A4判8頁 年4回 計61,680部

## ○市勢要覧

写真と統計により市政の PR 資料及び市政の参考資料として活用している。

A4判24頁、300部発行

## ○福島市ウェブサイト

インターネットを利用して、市民へ市政情報の提供などを行うとともに、市内外に対して市のPRなどの情報発信を行う。

[アドレス] <https://www.city.fukushima.fukushima.jp>

## ○SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

情報の拡散性にすぐれたソーシャルメディアを利用して、写真、動画などにより市政の情報発信を行う。

・LINE:受信設定者にメッセージで情報を配信

【案内ページ アドレス】

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/jouhouka-seisaku/line.html>

・X(Twitter):文字・写真を中心とした情報を発信

【案内ページ アドレス】

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kohoka-koho/shise/koho/socialmedia/twitter.html>

・Facebook:文字・写真を中心とした情報を発信

【案内ページ アドレス】

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kohoka-koho/shise/koho/socialmedia/facebook.html>

・YouTube:動画による情報を発信

【案内ページ アドレス】

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kohoka-koho/shise/koho/look-fukushima/fukushima/index.html>

## ○高度情報化

### 1 情報通信技術を活用したまちづくり

#### (1)未来型コミュニケーションモデル都市構想（テレトピア構想）

昭和 58 年 8 月、本市は郵政省（現総務省）が発表した標記構想に呼応して、情報通信技術を住民本位の立場で活用し、豊かでうるおいあるまちづくりを進めるため「テレトピア」計画を策定し、全国 20 地域の一つとして第一次指定を受けた。

昭和 60 年 12 月、テレトピア構想の推進事業体として全国に先駆けて株式会社インフォメーション・ネットワーク福島（INF）を設立、同 61 年 4 月から営業を開始した。

#### (2)マルチメディア・パイロットタウン構想

平成 10 年度からは、郵政省（現総務省）の標記構想の協力自治体として、マルチメディアモデル市役所展開事業を 5 ヶ年計画で推進した。

- ・平成 12 年 10 月、防災情報の提供開始

### 2 行政情報化の推進

#### (1)府内情報化の推進

- ・昭和 62 年 10 月、住民情報オンライン・システムの運用開始。
  - ・平成 10 年度、保健福祉総合情報システム、介護保険システム運用開始。
  - ・平成 11 年度、総合防災情報システム構築。
  - ・平成 12 年 10 月、財務会計システム及びインターネット・システムの運用開始。
  - ・平成 17 年 10 月、行政情報ネットワーク・システム整備開始。職員一人一台パソコンの配置を順次進め、19 年度中に配備完了。
  - ・平成 19 年度から基幹システム再構築事業に着手。
- 平成 21 年 6 月第 1 次稼働〔住民登録・国民健康保険〕、平成 21 年 8 月第 2 次稼動〔介護保険〕、平成 23 年 4 月第 3 次稼働〔法人住民税・軽自動車税・個人住民税〕を経て、平成 24 年 6 月に第 4 次〔固定資産税〕稼働で再構築事業完了。
- ・令和 2 年度、人事給与システム・庶務事務システム運用開始。
  - ・令和 4 年度、文書管理システム運用開始。

#### (2)広域ネットワークの利用促進

- ・平成 14 年 8 月、住民基本台帳ネットワーク・システムが一次稼働し、行政事務における本人確認に利用されている。
- ・平成 15 年 8 月から二次稼働となり、住民票の広域交付、転出入の特例処理が可能となった。
- ・平成 29 年 11 月、マイナンバー制度における情報提供ネットワーク・システムが本格稼働し、マイナンバーを利用して行政機関の間で情報をやりとりする「情報連携」を開始。

#### (3)電子自治体の推進

- ・平成 8 年 10 月、図書館オンライン・システム稼動。
- ・平成 9 年 4 月、体育施設予約システム稼動。
- ・平成 9 年 10 月、市ホームページ開設。
- ・平成 13 年 2 月、緊急休日診療当番医等の情報提供開始及び携帯電話からの体育施設予約システムサービス開始。
- ・平成 18 年 6 月、電子申請を県と市町村の共同システムで供用開始し、平成 22 年 1 月からは簡易申請を導入し利便性の向上を図っている。
- ・平成 29 年 1 月、コンビニエンスストアでの住民票・証明書等の交付開始。
- ・平成 29 年 11 月、国が構築した「マイナポータル」が本格運用し、「子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）」に関する情報掲載を開始。
- ・令和 3 年 12 月、公共施設予約システム稼働。

### 3 新たな ICT の視点に立ったまちづくりの推進

#### (1)「福島市地域情報化イノベーション計画」の策定

- ・平成 16 年 2 月 27 日策定の基本計画に基づき、ICT の恩恵を享受できる基盤整備を進める。平成 21 年 5 月 14 日に「第二次福島市地域情報化基本計画」を、平成 26 年 5 月 19 日に「第三次福島市地域情報化基本計画」を策定後、令和元年 5 月に国の各種情報化計画に合わせて改定を行い、計画期間を 2 年延長した。令和 3 年度からは新たな 5 年間を計画期間とする「福島市地域情報化イノベーション計画」を策定し、デジタル技術による市民生活と地域社会のより良い変革・革新を目指す新たな視点に立った情報化政策を推進している。

#### (2)高速インターネット網の整備

- ・平成 22 年度にブロードバンドゼロ地域を解消するため、飯坂町茂庭地区、立子山地区、大波地区にブロードバンド設備を整備し、平成 23 年 7 月に供用開始した。

(3)基幹G I Sの導入

- ・府内データ共有機能と市民公開機能とを併せ持つ「基幹G I S」を構築し、令和2年1月より運用を開始した。これによって、各業務毎に作成している地図データを容易に情報共有でき、事務の効率化が図られた。また、都市計画図、各種ハザードマップ、市道網図及び各種公共施設等の情報をWeb上で市民が視覚的に分かりやすい形で公開した。

(4)ふくしまデジタル推進協議会の設立

- ・市、団体、企業、大学等が一体となって、各分野及び地域全体のデジタル化を推進し、これを活用できるようにすることによって、市民一人ひとりが、デジタル化の便利さや豊かさを実感できる社会を実現することを目的とし、令和4年7月11日に設立。
- ・行政、経済、教育、医療福祉、地域、高齢者、デジタル関連企業など各分野の代表者等25名で構成。

(5)福島市デジタル都市宣言

- ・令和4年11月30日に、デジタルで便利で豊かな新ステージを目指し、福島市デジタル都市宣言を行った。
- ・市民共創で、高齢者にもやさしいデジタル化を推進し、市民生活と地域活動の全体にわたってデジタル化を浸透させていく。そして、人とデジタルの融合のもとで、市民生活をより便利で快適向上させるとともに、産業振興など地域の活性化を図り、持続的に発展する都市を形成していく。

【デジタル都市に向けた3つの戦略】

- 1 デジタルを活用した市民サービスの向上と行政の高度化・効率化
- 2 デジタルを活用した市民生活を豊かにするまちづくりと産業振興
- 3 市民共創で高齢者にもやさしいデジタル化

## ○地域共創

### 1 コミュニティ活動

(1)集会所建設費等補助

地域住民のコミュニティ活動を推進するため、町内会等がその自主的活動の一つとして集会施設を建設、また、バリアフリー改修・修繕などをする場合について、集会所建設費等補助金交付要綱に基づいてその建設費等に対して補助金を交付している。

○補助金交付状況

(単位：件、千円)

年度	補助集会所		補助額
2	新築・増築・改築等	11	6,819
	給排水衛生設備改修	4	311
	バリアフリー改修	3	324
	計	18	7,454
3	新築・増築・改築等	13	6,154
	給排水衛生設備改修	0	0
	バリアフリー改修	1	16
	計	14	6,170
4	新築・増築・改築等	10	11,367
	給排水衛生設備改修	1	173
	バリアフリー改修	1	89
	計	12	11,629

○集会所設置状況 (令和5年3月31日現在)

地区所有集会所	市所有集会所	計
347 カ所	34 カ所	381 カ所

○補助基準

補助要件	補助対象	補助額
○新築の場合は、町内会等の世帯数が原則として30世帯以上で、建築面積が33m <sup>2</sup> 以上であり、かつ建設用地が確保されていること。	1 補助対象事業費は、本体、電気、ガス、給排水衛生設備の工事及び建物の購入に要する経費とする。 2 次に掲げる経費については補助の対象としない。 ①敷地の購入、整地等に要する経費 ②付帯工事に要する経費 ③備品等の購入に要する経費（エアコンの設置費用を除く）	補助対象事業費が 1 1,500万円以下のもの 補助対象事業費の100分の35以内の額 2 1,500万円を超えるもの その超える額の100分の25の額に525万円を加算した以内の額 ※県の補助金等を利用する場合は、下記計算式によつて算出した金額を補助対象事業費とする。 (全体事業費-県補助金等) × (補助対象経費÷全体事業費)=補助対象事業費 ※限度額 650万円
○増築の場合は、増築面積が10m <sup>2</sup> 以上で、補助対象事業費が30万円以上であること。		
○改築等の場合は、補助対象事業費が30万円以上であること。		
○バリアフリー改修の場合は、補助対象事業が3万円以上であること		
○給排水衛生設備改修の場合は、既存の集会所が、新たに公共上下水道を利用するため、給排水衛生設備の改修工事をするものであること。		
○購入の場合は、町内会等の世帯数が原則として30世帯以上で、購入面積が33m <sup>2</sup> 以上であること。		

(2)地域コミュニティ等支援事業補助

地域住民が自ら話し合い活動する住民自治意識の醸成や地域活動団体の活性化を図り、住み良い地域づくりの推進に寄与するため、地域の実情に即して自主的・自発的に行う地域活動に対し、事業費の支援を行っている。

○補助金交付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数（件）	115	114	96
補助額（千円）	15,868	14,782	12,229

## 2 住民自治組織

(1)町内会等設置数（令和5年4月1日現在）

○単位町内会等結成数	866組織	町内会等加入世帯数	91,606世帯
町内会等加入率	73.53%		
○町内会等地区連合会	27組織	○町内会連合会	1組織

(2)町内会等に対する助成（令和5年度）

①単位町内会等交付金			
●世帯割 1世帯	770円	●均等割 1町内会	10,000円
②地区町内会連合会交付金			
●世帯割 1世帯	63円	●均等割 1連合会	10,000円
③町内会連合会補助			
●運営費補助	3,850,000円		

(3)住民自治組織会長表彰

○一般表彰

- ①6年以上の期間、町内会長等の職にある者で、功績があると認められるもの
- ②地区町内会連合会の会長の職にある者が、その職を退任し、功績があると認められるもの
- ③地区自治振興協議会の会長の職にある者が、その職を退任し、功績があると認められるもの

○功労表彰

- ①10年以上の期間、町内会長等の職にある者で、功績があると認められるもの
- ②6年以上の期間、地区町内会連合会の会長の職にある者が、その職を退任し、功績があると認められるもの
- ③6年以上の期間、地区自治振興協議会の会長の職にある者が、その職を退任し、功績があると認められるもの

○表彰

- 一般表彰 表彰状（一般）贈呈
- 功労表彰 表彰状（功労）贈呈、記念章（①の該当者）贈呈

#### (4)自治振興協議会

各地区の市民から、地区的課題や提言及び提案を聴き、意見交換を図ることにより、市民との共創による安全で安心して暮らせるまちづくりを推進し、さらに市民と行政とが情報の共有化を図るために、昭和32年度から開催している。

昭和54年度から、協議テーマとして地域の最重要課題について話し合いを行っており、市政に関わる内容について、市長と自由に意見交換を行っている。

①開催地区 28地区自治振興協議会ごと（開催会場は18ヶ所・一部合同開催）

②開催期間 6月下旬～8月下旬（1日1会場を原則に18日間）

③出席者の範囲

市側 市長、政策調整部長又は次長、協議テーマ等に関連する部長又は次長

協議会側 地区自治振興協議会の委員（町内会、農業委員、民生児童委員、消防団、農協、商工会、観光団体、衛生団体、農業団体、PTA、老人クラブ、女性団体（婦人会、学習団体、ボランティア団体、消費者団体等）、青年会、交通対策協議会等）、当日参加委員及び顧問（市議会議員等）※委員構成は地区毎に異なります。

所管部別協議テーマ及び提案事項件数(令和4年度)

部別	協議テーマ		提案事項	
	件数	割合	件数	割合
危機管理室	1	2.1%	3	0.2%
政策調整部	3	6.4%	0	0.0%
総務部	0	0.0%	0	0.0%
財務部	0	0.0%	0	0.0%
商工観光部	5	10.6%	4	0.2%
農政部、農業委員会	3	6.4%	281	15.0%
市民・文化スポーツ部	6	12.8%	126	6.7%
環境部	3	6.4%	6	0.3%
健康福祉部	0	0.0%	1	0.1%
こども未来部	0	0.0%	1	0.1%
建設部	16	34.0%	1,383	74.0%
都市政策部	8	17.0%	48	2.6%
教育委員会	2	4.3%	3	0.2%
消防本部	0	0.0%	9	0.5%
水道局	0	0.0%	4	0.2%
計	47	100.0%	1,869	100.0%

#### (5)自治振興協議会等に対する助成（令和5年度）

①地区自治振興協議会交付金

●世帯区分割 1地区

世帯区分割	金額
8,001～	36,000円
4,001～8,000	32,000円
2,001～4,000	28,000円
1,001～2,000	24,000円
～1,000	20,000円

●均等割 1地区 34,000円

②自治振興協議会連合会補助

●運営費補助 3,000,000円